

土水政 第13号  
平成26年4月8日

国土交通省 関東地方整備局長 様

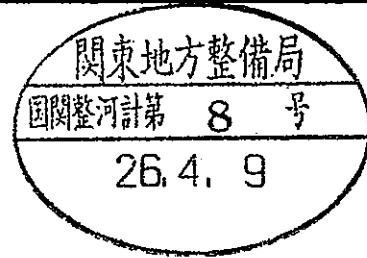
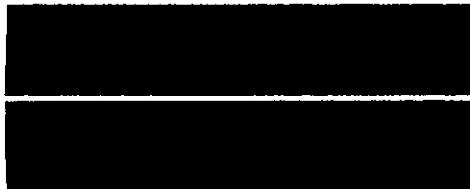
埼玉県知事 上田清司



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に対する意見聴取（回答）

平成26年3月28日付け国関整企画第308号・国関整河計第120号の  
協議について、別紙のとおり意見を提出します。

埼玉県企画財政部土地水政策課



(再評価)

## 【ダム事業】

&lt;埼玉県&gt;

事業名	埼玉県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	<p>本県の水道用水の水利権は暫定水利権が約3割を占め、この不安定な暫定水利権を解消するため、霞ヶ浦導水の建設が急務である。</p> <p>今回、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」において事業継続が妥当であるとの対応方針案が示されたが、本県としては適切な結果であると考えている。</p> <p>継続することが妥当であるとの対応方針案が示された以上、速やかに検証を終わらせ、早期に導水路などの工事を再開して事業を進めていただきたい。</p> <p>また、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めるとともに、工期短縮に努めていただきたい。</p>